

# 福祉サービスの体系はこう変わります (平成18年10月から)

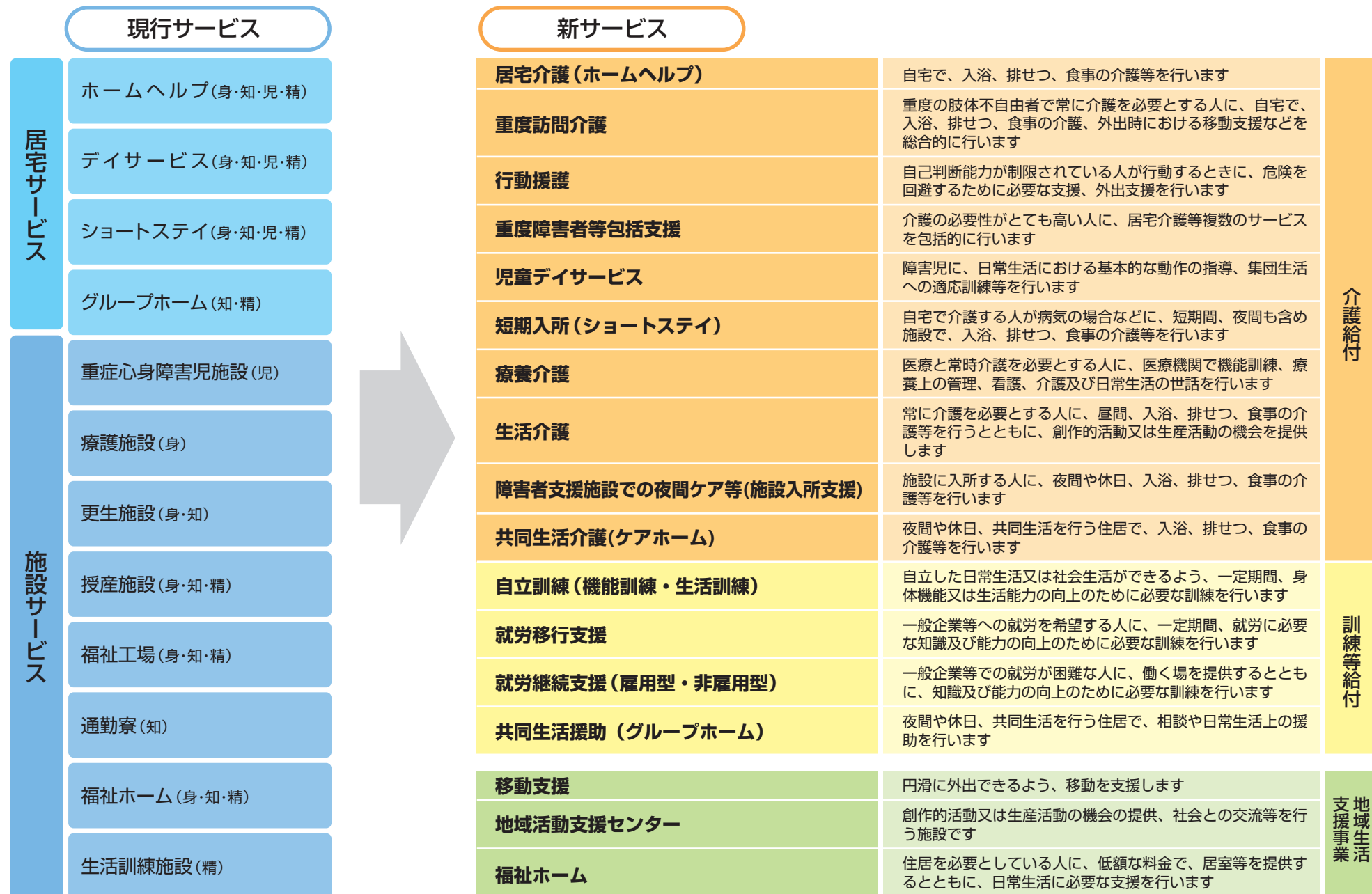
サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。



## ■福祉サービスに係る自立支援給付の体系



(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

## ■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

## ●見直し後

### 日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護(医療型)\*\*
- 生活介護(福祉型)
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

\*\*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



### 住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援  
(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)